

辰野町観光協会特産品認定要綱

平成23年8月12日制定

(目的)

第1条 この要綱は、辰野町観光協会特産品を定め、もって地場産品の普及および販路の開拓を図り、産業の振興と地域の活性化に寄与することを目的とする。

(対象品)

第2条 特産品として認定の対象とする製品等は、次の各号のいずれにも該当するものであること。

- (1) 生産又は製造若しくは加工の工程が町内において施された製品等であり、町内の店舗等で購入可能であること。
- (2) 他の特許品又は登録品の模倣品でないこと。
- (3) 「食品衛生法」その他関係法令に適合していること。
 - 2 前項に掲げるもののほか、観光協会長が特産品として適当と認めたもの。

(申請資格)

第3条 特産品認定の申請ができる者は辰野町に事業所を有する法人その他団体および辰野町内に在住する個人で、辰野町観光協会に加盟しているものとする。ただし、第8条に掲げる審査委員会において適当でないと認める者は除くものとする。

(認定申請)

第4条 特産品の認定を受けようとする者は、特産品認定申請書(様式第1号)に特産品としての認定を受けようとする製品等の見本を添えて観光協会長に提出すること。

- 2 提出する見本は、一般商品として形態を備えたものであること。
- 3 提出された見本のうち食品は、原則として返却しない。
- 4 特産品の認定を受けようとする者が申請できる商品の数は、原則3項目とする。

(特産品マーク)

第5条 特産品と認定した製品等には、特産品マークを貼付又は印刷により標示することができる。

- 2 特産品マークの規格、紋様および色彩は、様式第2号に定めるものとする。ただし、製品等の形質上様式に基づくことが困難と認められる場合にあつては、観光協会長の承認を得て、これを一部変更することができるものとする。
- 3 特産品マークは特産品以外のものに使用してはならない。

(特産品の文字標示)

第6条 特産品には、「ほたるの里辰野町観光協会認定特産品」の文字標示をすることができる。

- 2 特産品の文字標示は、上記以外の字句を用いてはならない。
- 3 特産品の文字標示は、特産品以外のものに使用してはならない。

(検査成績書等の提出)

第7条 第4条の申請をする場合において、申請品が食品衛生法（昭和22年法律233号。以下「法」という。）の適用を受ける製品等にあつては、検査機関（添加物の有無、種類、量等）の成績書の写し又は証明書を提出すること。ただし、提出期日までにこれを整えることが困難な場合は、添加物の内容等を記載した書類をもってこれに替えることができる。

(審査委員会)

第8条 特産品の審査を行うため、辰野町観光協会特産品認定審査委員会（以下「審査委員会」という。）を置く。

2 観光協会長が必要と認めるときは、審査委員会以外の者に意見を聴くことができる。

(審査委員会の組織)

第9条 審査委員会は観光協会役員の中から、6人以内の委員をもって構成する。

2 審査委員会に委員長を置き、委員長は観光協会長とする。

3 委員は観光協会長が委嘱するものとする。

(会議)

第10条 委員長は会議を招集し、会務を総理し、その議長となる。

2 審査委員会は、委員の2分の1以上の出席がなければ、開くことができない。審査委員会の決議は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところとする。

(庶務)

第11条 審査委員会の庶務は、辰野町観光協会事務局において行う。

(特産品の認定)

第12条 特産品の認定は、審査委員会の審査結果に基づき、観光協会長がこれを行う。

(認定証の交付および遵守事項同意書)

第13条 観光協会長は、特産品として認定した場合は、認定証（様式第3号）を交付する。

2 認定を受けるものは、遵守事項同意書（様式第4号）を観光協会長に提出しなければならない。

(調査)

第14条 観光協会長は、特産品の品質および販売方法等について、随時調査を行うことができる。

(特産品認定者の責務)

第15条 特産品認定者は特産品の認定後、申請内容に変更が生じた場合は、特産品変更承認申請書（様式第5号）を観光協会長に提出し承認を受けなければならない。

- 2 特産品認定者は、製造および販売を中止したとき、または特産品の品質等が特産品認定の要件に合致しなくなったときは、認定品製造中止等届出書（様式第6号）を作成し速やかに観光協会長に届け出なければならない

（特産品認定の取消し）

第16条 観光協会長は、特産品認定者又は特産品に、次の各号のいずれかに該当する事由が発生したと認めるときは、その特産品認定を取り消すことができる。

- (1) 認定を受ける資格を欠くに至った場合。
- (2) 虚偽の申請により認定を受けた場合。
- (3) 特産品の品質等が特産品認定の要件に合致しなくなった場合。
- (4) 特産品マークを不正に使用した場合。
- (5) 特産品の製造および販売を中止した場合。
- (6) 「食品衛生法」その他関係法令に違反した場合。
- (7) その他認定が適当でない事実が明らかになった場合。

- 2 観光協会長は、前項の規定により認定を取り消したときは、辰野町観光協会特産品認定取消通知書（様式第7号）により通知するものとする。

附則

この要綱は、平成23年8月12日から施行する。